

監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、この監査は、監査委員 石橋新一郎、同 馬渕清博（令和3年6月14日辞職）により行ったものです。

令和3年6月28日

大川市監査委員 石橋新一郎
大川市監査委員 宮崎稔子

定期監査の結果について

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定による監査

2. 監査の対象及び日程

人事秘書課	令和3年5月6日～5月28日
企画課	令和3年5月6日～5月28日
大川の駅推進室	令和3年5月6日～5月28日

3. 監査の実施内容

監査は、令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、次の点に重点をおいて定期監査を実施した。監査に当たっては、大川市監査基準に準拠し、必要な書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

4. 監査の重点事項（評価項目）

- (1) 前回の監査における指摘事項の改善状況
- (2) 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保（調定、収納、現金取扱）は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。
- (3) 契約事務は公正、適正に行われているか。
- (4) 補助金等交付事務、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。
- (5) 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。
- (6) その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5. 監査の実施場所 監査事務局

6. 監査の結果

監査対象の事務事業については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり、是正又は検討等を要する事項が認められた。その概要は次のとおりである。

《企画課》

【指摘事項】

ア 連続紙ページプリンタ装置機器賃貸借において、見積徴取伺書で、長期継続契約を締結することができる根拠法令が明記されていなかった。

イ 連続紙ページプリンタ装置機器賃貸借において、契約書で、長期継続契約に伴う解除条項「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の記載がなかった。

なお、人事秘書課及び大川の駅推進室においては、特に指摘する事項はなかった。